第1回地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いに関する小委員会次第

日時:平成16年1月23日(金)

午後2時から

会場:大潟町町民会館 集会室

開会

- 1 委員長、副委員長の選出
- 2 審議内容の説明
- 3 審議
 - (1)審議スケジュールについて
 - (2)審議の進め方について
- 4 その他

閉会

協議事項				
(10)	地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い			

合併協定書記載文案

1 地域協議会

- (1)市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させる ため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会(以下「協 議会」という。)を置く。
- (2)協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
- (3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
- (4)協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。

当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の 策定及び実施に関すること

当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること

- (5)協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。
- (6)協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以 上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。
- (7)協議会の会議は、必要に応じて開催する。
- 2 地域自治組織(仮称)

地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、 合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。

	日	月	年	平成	決定日
--	---	---	---	----	-----

小委員会 審議スケジュール(案)

月	田	曜日	会議名等	Aグループ	Bグループ	備考
	15日	木	第5回協議会			
1	23日	金				
	29日	木	第6回協議会			
	5日	木				
2	17日	火	第7回協議会			
	下旬					
	上~中旬		第8回協議会			
3	下旬					
	30日	火	第9回協議会			

	・議会の議員の定数及び任期の取扱い
Aグループ	・新市の名称
	·自治基本条例

Bグループ	・地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い
	・新市の施策及び事業

* Aグループは、基本的に協議会開催日に小委員会を開催。 Bグループは、協議会と協議会の間に別の日程で開催を予定。

協議会に提案された"地域協議会"と合併特例法の地域審議会等の比較

	根拠法令	位置付け	区域	役割等	構成員	その他
合併特例法の地域審議会	市町村の合併の特例に	市長の附属機関	旧市町村単位	新市の関係区域に係る事務に関して、市長の諮問に応		期間を定めて設置する。
	関する法律(第5条の4			じて意見を述べる。	合併協議により定める。	
	第1項)			新市の関係区域に係る事務に関して、必要と認める事		
				項につき、市長に意見を述べる。		
協議会に提案された"地域協議会"	地方自治法(第138条	市長の附属機関	旧町村単位	市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意	委員は、その協議会の区域におい	
	の4第3項)			見を反映させる。	て選挙された者を市長が選任する。	
				住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を	選挙された者の数が定数に満たな	
				求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の要となる。	い場合においては、市長が必要に応	
				市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申す	じて選任する。	
				ప 。	委員の定数は、現在の議員定数を	
				・ 当該区域において行われる施策(予算措置を伴うも	目安におおむね10人以上25人	
				のを含む。) の策定及び実施に関すること	以下の範囲内で、合併前に各町村が	
				・ 当該区域における重要な施設の設置及び廃止に関す	案を作成する。	
				ること		
				・ 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関す		
				ること		
				これらの事項等に関し、市長及び当該区域を所管する		
				支所長に自主的に意見を述べることができる。		
地方制度調査会答申の地域協議会		地域自治組織の	条例又は合併	住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざし	構成員は、市長が自治会、町内会、	
(仮称):一般制度		機関	協議により規	た諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調	PTA、各種団体等地域の多様な団	
			定	整を行い、協働の活動の要となる。	体からの推薦や公募に基づき選任	
				地域自治組織の区域に係る市の事務に関し、市長その	する。	
				他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、	構成員は、原則として無報酬。	
				又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議する		
				ことができる。		
				市の判断により、地域自治組織の区域に係る市の予		
				算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項		
				については、市長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求		
				めることが考えられる。		
地方制度調査会答申の地域協議会		-	旧市町村単位	一般制度に同じ。	構成員の選出方法は、合併協議で	合併前の旧市町村のま
(仮称): 法人格を有するタイプ				さらに、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要	定める(公選法によらない選挙、公	とまりにも特に配慮す
				と認める事項につき市長その他の機関に建議すること	募等を想定。)。	べき事情がある場合に
				ができる。	構成員は、原則として無報酬。	限り、合併後の一定期
						間、設置できる。

市の機関

種類	具体例	説明
附属機関	総合計画審議会、男女	執行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有する
	共同参画審議会、公民	のに対して、附属機関は、これらの執行機関の要請により
	館運営審議会、文化財	その行政のための必要な資料の提供等いわばその行政執行
	調査審議会など	の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行うこ
		とを職務とする機関である。したがって、直接住民を対象
		とした執行権は有しない。
執行機関	市長、教育委員会、選	市の行政事務を管理執行する機関。すなわち、独自の執
	挙管理委員会、監査委	行権限を持ち、その担任する事務について、市の意思を自
	員など	ら決定し、表示し得るところの機関をいう。
		市における執行機関は、市の条例、予算その他の議会の
		議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく市
		の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執
		行する義務を負うとされる。
議決機関	議会	市の意思決定機関。
(議事機関)		議会は、市のすべての意思決定を行うものではなく、原
		則として、地方自治法その他の法律又はこれに基づく政令
		により議会の権限に属することとされている事項について
		議決権を行使する。